

西日本弁理士クラブ会則

制定（昭和 49 年 12 月総会決議、昭和 50 年 1 月 1 日から施行）

改正（昭和 62 年 3 月 20 日定時総会決議、即日施行）

改正（昭和 63 年 3 月 18 日定時総会決議、即日施行）

改正（平成元年 3 月 17 日定時総会決議、即日施行）

改正（平成 4 年 9 月 24 日臨時総会決議、平成 4 年 11 月 27 日施行）

改正（平成 14 年 3 月 15 日定時総会決議、即日施行）

改正（平成 15 年 3 月 28 日定時総会決議、平成 15 年 4 月 1 日施行）

改正（平成 18 年 3 月 17 日定時総会決議、即日施行）

改正（平成 22 年 9 月 10 日臨時総会決議、即日施行）

改正（平成 31 年 3 月 8 日定時総会決議、平成 31 年 4 月 1 日施行）

改正（令和 4 年 3 月 11 日定時総会決議、令和 4 年 4 月 1 日施行）

改正（令和 6 年 8 月 9 日定時総会決議、令和 7 年 1 月 1 日施行）

第 1 条 本会は西日本弁理士クラブ（略称「西日本クラブ」）と称する（平 4.9.24 改正）

第 2 条 本会は会員相互の意志の疎通に努め、日本弁理士会の活動を円滑にすると共に弁理士業務の
進歩拡充を図ることを目的とする。（昭 63.3.18 改正）

第 2 条の 2

- (1) 本会の会員は、正会員及び準会員とする。本会則及び内規において単に「会員」という場合は正会員及び準会員をいうものである。
- (2) 特許事務所（以下、弁理士法人、弁護士法人を含むものとする。）を日本弁理士会会則上の主たる事務所または従たる事務所とする（以下、「特許事務所に所属する」という。）弁理士は正会員となるものとし、準会員となることはできない。
- (3) 企業、大学等の組織に所属し且つ特許事務所に所属しない弁理士は準会員となるものとする。ただし、組織に所属し且つ特許事務所に所属しない弁理士であっても、本人の申請により、当該申請を幹事会が承認した場合は正会員となることができる。

- (4) 準会員は、本会の総会議決権を有しない。

(令 6. 8. 9. 改正)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本弁理士会活動並びに弁理士業務に関する研究および立案並びにその実施
- (2) 日本弁理士会役員候補者の選出及び選挙活動
- (3) 日本弁理士会各種委員会の委員その他の委員の推薦
- (4) 日本弁理士会関西会役員の推薦 (平 18. 3. 17・平 31. 3. 8 改正)
- (5) 親睦、研修および広報活動 (昭 63. 3. 18 改正)
- (6) その他の必要と認める事業 (昭 63. 3. 18 改正)

第 4 条 本会は第 2 条の趣旨に賛同する弁理士であって入会した者をもって組織する。

第 4 条の 2

- (1) 本会の会員になろうとする者は、所定の入会手続を行うことにより、本会に入会することができる。
- (2) 本会を退会しようとする会員は、所定の退会手続を行わなければならない。但し、以下の事項に該当することとなった者については退会したものとみなす。
 1. 死亡したとき
 2. 弁理士登録が抹消されたとき
- (3) 会員が次の各号のいずれかに該当する者について、幹事会は、当該会員を除名することができる。
 1. 本会の名誉を傷つけ、本会の秩序を乱し、または本会の目的に反する行為をしたとき
 2. 正会員が 3 年以上会費を滞納したとき (令 6. 8. 9. 改正)
 3. 正会員であった期間に納付すべきであった会費を納入することなく退会手続または準会員への変更手続を行おうとするとき (令 6. 8. 9. 改正)
- (4) 退会または除名があった場合において、既納の会費は返還しない。(令 4. 4. 1 改正)

第 5 条 本会の事務所は当該年度の幹事長の事務所に置く。

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1 名
- (2) 副幹事長 2 名以上
- (3) 幹事 若干名

第 7 条 (1) 幹事長は正会員の中から前年度の幹事会の推薦に基づき総会の承認により選出する。(令

6. 8. 9. 改正)

(2) 副幹事長及び幹事は内規に規定がある場合を除き正会員の中から幹事長が選任する。(令

6. 8. 9. 改正)

(3) 役員の任期は1月1日から1年とする。ただし重任を妨げない。(平 15. 3. 28 改正)

(4) 役員に就任した正会員は、第2条の2(3)本文の規定にかかわらず、任期中は準会員にならない。(令 6. 8. 9. 改正)

第8条 (1) 幹事長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 幹事は幹事会において第3条に定める事業の実施その他必要な事項を審議する。

第9条 (1) 本会は毎年1回定期総会を開催する。(平 15. 3. 28 改正)

ただし、幹事会が必要と認めたとき臨時総会を開催することができる。

(2) 会員30名以上(ただし、正会員15名以上を含む。)の要求があれば、臨時総会を開催しなければならない。(令 6. 8. 9. 改正)

(3) 総会においては、次の事項を審議決定する。

① 本会則の変更

② 予算、決算及び事業計画の承認(平 15. 3. 28 改正)

③ 日本弁理士会役員候補者の承認(平 15. 3. 28 改正)

④ 本会幹事長の選出(平 15. 3. 28 改正)

⑤ 前各号のほか、幹事会において必要と認めた事項(平 15. 3. 28 改正)

(4) 総会は幹事長がこれを招集する。

(5) 総会の議決は、出席する正会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。(昭 63. 3. 18・令 6. 8. 9. 改正)

(6) 準会員は、オブザーバーとして総会に出席することができる。(令 6. 8. 9. 改正)

第9条の2

(1) 役員は第3条に定める事業を執行するため幹事会を構成する。

(2) 幹事会は幹事長がこれを招集する。

(3) 幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は幹事長がこれを決する。(昭 63. 3. 18 改正)

第10条 (1) 幹事会は、第3条(2)(3)および(4)の各号並びにその他のクラブ人事に関する事項を遂行するために、人事委員会を置く。(平 1. 3. 17 改正)

- (2) 幹事会は諮問ならびに執行補助機関として必要と認めるとき委員会等の機関を置くことができる。(昭 63. 3. 18 改正)

第 11 条 本会の経費は次の収入をもってこれに当てる。

- (1) 会費 10,000 円 (平 15. 3. 28 改正)
- (2) 寄付
- (3) その他

第 11 条の 2 第 11 条の規定に拘わらず、次に該当する場合は、第 11 条(1)に規定する会費を免除する。(平 22. 9. 10 改正)

- (1) 第 12 条に規定する会計年度の途中における入会者については、入会年度を含む 3 年度までは免除する。(令 6. 8. 9. 改正)
- (2) 第 12 条に規定する会計年度の始期において満 80 歳以上の正会員については、申し出により免除する。(令 6. 8. 9. 改正)
- (3) 第 12 条に規定する会計年度の全期間にわたり準会員である者については、当該年度の会費を免除する。(令 6. 8. 9. 改正)

第 12 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、当年 12 月 31 日に終わる。(平 15. 3. 28 改正)

第 13 条 (1) 本会の令規は次のものとする。

一、会則

二、内規

- (2) 一、会則の変更は総会の議決によらなければならない。
- 二、内規の制定および改正は幹事会の決議による。

付則 この会則は昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

この会則の変更は総会の承認を得た時から施行する。

付則 この会則の一部改正は昭和 62 年 3 月 20 日から施行する。

付則 この会則の一部変更は昭和 63 年 3 月 18 日から施行する。

付則 この会則の一部変更は平成 1 年 3 月 17 日から施行する。

付則 この会則の一部変更は平成 4 年 11 月 27 日から施行する。

付則 この会則の一部変更は平成 14 年 3 月 15 日から施行する。

付則 第 1 条

この会則の一部変更は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第2条（経過措置）

平成15年度の役員の任期及び会計年度は、平成15年4月1日から平成15年12月31日までとする。

付則 この会則の一部変更は平成18年3月17日から施行する。

付則 この会則の一部変更は平成22年9月10日から施行する。

付則 この会則の一部変更は平成31年4月1日から施行する。

付則 この会則の一部変更は令和4年4月1日から施行する。

付則 第1条

この会則の一部変更は令和7年1月1日を超えない範囲内において関係する内規の改正の施行日から施行する。

第2条（経過措置）

令和6年改正会則の施行日において会員である者はすべて正会員となるものとする。但し、第2条の2（3）の準会員の要件に該当する者は、令和7年3月末日までに申請することにより令和7年1月1日より準会員であるものとみなす。

西日本弁理士クラブ内規

各種委員会等機関に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、会則第3条に定める事業を円滑に遂行するため、会則第10条および第13条第2号の二に基き設置する次の機関の職務権限、構成、その他を定めるものである。

- (1) 人事委員会
- (2) 顧問会
- (3) 相談役会
- (4) 連絡協議会
- (5) 政策委員会
- (6) 選挙対策準備委員会
- (7) 選挙対策委員会
- (8) 親睦委員会
- (9) 研修委員会
- (10) 広報委員会
- (11) 若手会

(昭 63. 3. 30 ・ 平 5. 5. 10 ・ 平 16. 4. 5 ・ 平 20. 4. 8 改正)

(人事委員会)

第2条 人事委員会は、クラブが取扱う人事の問題に関し幹事会より委嘱を受けた事項を実行し、幹事会の諮問に答申し且つ自ら審議した事項を幹事会に上申する。

委員は、前年度の人事委員会の推薦に基づき幹事会がこれを選任する。

委員長および副委員長は、委員の互選するところによる。

本会は、委員長がこれを招集する。

(昭 63. 3. 30 ・ 平 1. 3. 9 改正)

(顧問会)

第3条 顧問会は、会務の執行その他の事項に関し、幹事会に対して意見を述べることができる。(平20.4.8改正)

顧問は、幹事会の選出するところによる。(平3.1.10改正)

本会は、幹事長がこれを招集する。

(相談役会)

第3条の2 相談役会は、会務の執行その他重要事項に関する幹事会の諮問に応えるものとする。

相談役会は、幹事会の要請に基づき対外活動を行う。

相談役は、幹事会の選出するところによる。

本会は、幹事長がこれを招集する。(平20.4.8改正)

(連絡協議会)

第4条 連絡協議会は、協議事項に応じ次の者の中から幹事長が指名した者より構成し、相互の情報、意見の交換を図るものとする。

- (1) クラブ選出日本弁理士会役員
- (2) 同日本弁理士会各種委員会委員
- (3) 同日本弁理士会研修所運営委員会委員
- (4) 同日本弁理士会関西会役員 (平18.3.17・平31.3.8改正)
- (5) 同日本弁理士会関西会各種委員会委員 (平31.3.8改正)
- (6) 役員
- (7) 幹事会設置各種機関構成員

本会は、幹事長が招集し、議長を指名する。(平3.1.13改正)

議長は、緊急を要するにもかかわらず意見の統一をみないとき、多数決に基く決議をもってクラブの意見に代えることができる。

(政策委員会)

第5条 政策委員会は、日本弁理士会活動、弁理士業務、クラブの活動その他につき幹事会の諮問に答申しかつ自ら審議した事項を幹事会に上申するものとする。(昭63.3.30改正)

委員は、前年度の人事委員会の推薦に基づき幹事会がこれを選任する。ただし、年度の途中で追加される委員は、当該年度の人事委員会の推薦に基づき幹事会がこれを選任する。(平16.11.4改正)

委員長および副委員長は、委員の互選するところによる。

本会は、委員長がこれを招集する。

本会には幹事会を代表して少くとも幹事１名の出席を要し、また本会において必要あると認めた場合、クラブ選出の日本弁理士会役員および同日本弁理士会各種委員会委員に対し出席を求めることができる。出席した役員および委員は、意見を述べることができるが、議決権を有しない。

（選挙対策準備委員会）

第６条 選挙対策準備委員会は、日本弁理士会役員選挙対策の準備を行うものとする。

委員は、幹事会がこれを選任する。

委員長および副委員長は、委員の互選するところによる。

本会は、委員長がこれを招集する。

本会は、日本弁理士会役員選挙の告示と同時に解散する。

（選挙対策委員会）

第７条 選挙対策委員会は、日本弁理士会役員選挙に要する一切の活動を行う。

委員は、幹事会がこれを選任する。ただし、幹事会は、選挙対策準備委員のうち役員候補者を除く全員を選任しなければならない。

委員長および副委員長は、委員の互選するところによる。

本会は、委員長がこれを招集する。

（親睦・研修・広報委員会）

第８条 親睦委員会、研修委員会および広報委員会は、それぞれ、

会員相互の親睦、会員の研修およびクラブ活動の広報、その他これに付随する活動を企画し、実施する。ただし、実施に際しては、幹事会の承認を得なければならない。

委員は、幹事会がこれを選任する。

委員長、副委員長は、幹事の中から選任しなければならない。

本会は、委員長がこれを招集する。

（平 5. 5. 10・平 16. 4. 5 改正・平 17. 12. 7 改正）

（若手会）

第９条 若手会は、弁理士登録後１０年（登録した年の翌年１月１日を起算日とする）を経過する前の会員によって構成し、研修、親睦その他の活動を自主的に企画し、実施する。ただし、活動の予定および結果を幹事会に報告しなければならない。

本会にリーダー１名およびサブリーダー若干名を置く。

リーダーおよびサブリーダーは、幹事会がこれを選任する。

リーダーおよびサブリーダーは、幹事の中から選任しなければならない。

本会は、リーダーがこれを招集する。

(平 17. 12. 7 改正)

付則 この規程は昭和 53 年 9 月 22 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は昭和 63 年 3 月 30 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 1 年 3 月 9 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 5 年 5 月 10 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 14 年 3 月 5 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 16 年 4 月 5 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 16 年 11 月 4 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 17 年 12 月 7 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 18 年 3 月 17 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 20 年 4 月 8 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

人事規程

(目的)

第 1 条 本規程は、次の者の選出ないし推薦に関し、その選出および推薦基準を定め、クラブ人事の公正、明確化を図るものである。

- (1) 日本弁理士会役員(会長、副会長、監事、常議員)候補者
- (2) 日本弁理士会各種委員会委員
- (3) 日本弁理士会研修所運営委員会委員
- (4) 日本弁理士会関西会役員
- (5) 幹事長
- (6) 顧問
- (7) 相談役

(平 18. 3. 17・平 20. 4. 8・平 31. 3. 8 改正)

(日本弁理士会役員候補者)

第 2 条 日本弁理士会役員候補者は、幹事会の決定に基き、総会の承認により選出ないし推薦する。

(平 24. 7. 3 改正)

(役員候補者推薦基準)

第 3 条 幹事会は、次の各基準を総合考慮し適格と定められる会員の中から前条に定める候補者を決定しなければならない。

1. 会長、副会長候補者

- (1) 日本弁理士会役員、日本弁理士会各種委員会委員長、日本弁理士会研修所正副所長、日本弁理士会地域会会長、幹事長、選挙対策委員会委員長、政策委員会委員長、親睦委員会委員長のうちいずれかの経験歴、またはそれと同等とみなし得る経歴 (昭 63. 3. 30・平 24. 7. 3・平 31. 3. 8 改正)

- (2) クラブに対する貢献度

- (3) 弁理士登録年次

- (4) 人格、識見

2. 監事、常議員候補者

- (1) 日本弁理士会各種委員会委員、日本弁理士会研修所運営委員会委員、日本弁理士会地域会役員および各種委員会等機関に関する規程第 1 条に定める各種機関構成員のうちいずれかの経験歴、またはそれと同等とみなし得る経歴 (平 18. 3. 17・平 24. 7. 3・平 31. 3. 8 改正)

- (2) 前号(2)ないし(4)の事由

(日本弁理士会各種委員会委員)

第 4 条 日本弁理士会各種委員会委員は、幹事会がこれを日本弁理士会正副会長会に推薦する。

(委員推薦基準)

第 5 条 幹事会は、次の各基準を総合考慮し、適格と認められる会員の中から前条に定める委員を推薦しなければならない。

1. 委員会の種別に対する本人の希望
2. 会員 1 名以上の推薦
3. 従前日本弁理士会委員会委員であった当時の出席状況
4. 第 3 条第 1 号(2)ないし(4)の事由

(幹事長推薦基準)

第6条 会則第7条に基き、前年度の幹事会が幹事長を推薦するに際しては、次の基準を総合考慮し、適格と認められる正会員の中から推薦しなければならない。(令6.8.9.改正)

1. 幹事の経験歴・またはそれと同等とみなし得る経歴
2. 第3条第1号(2)ないし(4)の事由

(顧問選出基準)

第7条 幹事会は、次の各基準を総合考慮し、適格と認められる会員の中から顧問を選出しなければならない。

1. 年齢 70才以上
2. 第3条第1号(1)ないし(4)の事由(平20.4.8改正)

(相談役選出基準)

第7条の2 幹事会は、次の基準を考慮し、適格と認められる会員の中から相談役を選出しなければならない。

1. 日本弁理士会正副会長、日本弁理士会関西会会長、幹事長の経験者(平20.4.8・平31.3.8改正)

(日本弁理士会関西会役員)

第8条 日本弁理士会関西会役員は、幹事会がこれを推薦する。(平18.3.17・平31.3.8改正)

(日本弁理士会関西会役員推薦基準)

第9条 幹事会は、次の基準を考慮し、適格と認められる会員の中から前条に定める日本弁理士会関西会役員を推薦しなければならない。

1. 地域会役員選出規則に基く会員の地域性
2. 会員1名以上の推薦
3. 第3条第1号(2)ないし(4)の事由

(平18.3.17・平31.3.8・令和6.8.9改正)

(幹事及び副幹事長選任基準)

第10条 会則第7条に基き、幹事長が幹事及び副幹事長を選任するに際しては、人事委員会の推薦及び次の基準を総合考慮し適格と認められる正会員の中から選任しなければならない。ただし、若手会を担当する幹事及び副幹事長については、準会員の中から選任することができる。

(令6.8.9.改正)

○幹事

1. 第3条第1号(4)の事由

○副幹事長

1. 幹事の経験歴、又はそれと同等とみなし得る経歴
2. 第3条第1号(2)ないし(4)の事由

(昭 63. 3. 30 改正)

(人事委員選出基準)

第 11 条 各種委員会等機関に関する規程第 2 条に基づき、幹事会が人事委員を選任するに際しては、次の基準を総合考慮し適格と認められる会員の中から選任しなければならない。

1. 幹事の経験歴、またはそれと同等とみなし得る経歴
2. 第3条第1号(2)ないし(4)の事由

(平 1. 3. 9 改正)

(政策委員選出基準)

第 12 条 各種委員会等機関に関する規程第 5 条に基づき、幹事会が政策委員を選任するに際しては、人事委員会の推薦に基づき次の基準を総合考慮し適格と認められる会員の中から選任しなければならない。

1. 幹事の経験歴、またはそれと同等とみなし得る経歴
2. 第3条第1号(2)ないし(4)の事由

(平 1. 3. 9 改正)

(資料の保持)

第 13 条 幹事会は、本規程に関する資料として、次の書類を保持しなければならない。

- (1) 日本弁理士会役員および各種委員会委員名簿
- (2) 日本弁理士会研修所運営委員会委員名簿 (昭 63. 3. 30 改正)
- (3) 日本弁理士会関西会役員名簿 (平 18. 3. 17・平 31. 3. 8 改正)
- (4) 前記各種委員会ないし幹事会の出席簿 (昭 63. 3. 30 改正)
- (5) 幹事会名簿
- (6) 各種委員会等機関構成員名簿
- (7) その他会員の経歴を確認することができる資料

付則 この規程は昭和 53 年 9 月 22 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は昭和 63 年 3 月 30 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 1 年 3 月 9 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 14 年 3 月 5 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 18 年 3 月 17 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 20 年 4 月 8 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 24 年 7 月 3 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規定の一部変更は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

財政に関する規程

第 1 条 会則第 11 条(2)に規定する寄付のうち幹事会が依頼する寄付の額は、別途幹事会において定める。

第 2 条 幹事会は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを執行することができる。

2. 暫定予算は、当該年度の予算が会則第 9 条(3)の規定により承認されたときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。(平 16.11.4 改正)

付則 この規程は昭和 53 年 9 月 22 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 14 年 3 月 5 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 16 年 11 月 4 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 17 年 12 月 7 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 22 年 9 月 10 日から施行する。

対外活動等に関する費用の規程

第 1 条 対外活動を行う者の旅費及び会合費は、幹事会の承認によりこれを支給する。

第2条 委員会活動、懇親会等の会員への補助金は、若手会を除き、準会員には支給しない。ただし、幹事会の承認により準会員にも補助金を支給することができる。(令6.8.9.改正)

付則 この規程は昭和53年9月22日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成14年3月5日から施行する。

付則 この規程の改正は平成16年12月6日から施行する。

付則 この規定の一部変更は令和7年1月1日から施行する。

慶弔規程

第1条 幹事会が下記各号の通知を受けたとき、クラブは、会員に対して当該各号にかかげる金員または記念品を贈る。ただし、1号の適用は、正会員に限るが、幹事会の承認により準会員に適用することができる。(令6.8.9.改正)

1. 結婚したとき、金10,000円(昭63.3.30改正)

2. 叙勲または褒章を受けたとき、金50,000円相当の記念品(平17.12.7・令和6.8.9改正)

第2条 叙勲または褒章を受けた会員に対して祝意を表するため、クラブは年1回祝賀会を開催する。ただし、祝賀会の開催が困難な事情があると幹事会が認めるときは、同会員に事情を伝えた上で、祝賀会を開催しないこととする。(平17.12.7・令2.11.10改正)

第3条 幹事会が下記各号の通知を受けたとき、クラブは会員またはその遺族に対して当該各号にかかげる香典を供する。ただし、各号の適用は、正会員に限るが、幹事会の承認により準会員に適用することができる。(令6.8.9.改正)

1. 会員が死亡したとき、金20,000円(昭63.3.30改正)

2. 会員の配偶者または父母が死亡したとき、金10,000円(昭63.3.30改正)

3. 会員の同居子女が死亡したとき、金6,000円(昭63.3.30改正)

会員またはその配偶者が死亡したときは、クラブ名の供花、供柩を行い、その他の場合で必要のある場合には、香典を経料または供花料に充当することができる。(平13.3.12改正)

第3条1項2、3号に該当しない会員の親族または姻族の死亡の場合に同会員が葬儀実行に関与するときは、クラブ名の供花、供柩を行うことができる。

この場合、事前または事後に幹事会に報告するものとする。(昭 63. 3. 30 改正)

付則 この規程は昭和 53 年 11 月 14 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は昭和 63 年 3 月 30 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 13 年 3 月 12 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 14 年 3 月 5 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は平成 17 年 12 月 7 日から施行する。

付則 この規程の一部改正は令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

付則 この規定の一部変更は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。